

避難確保計画

浄土平観光施設

- ・ 浄土平ビジターセンター
- ・ 浄土平レストハウス
- ・ 浄土平天文台

令和元年8月1日

目 次

1	計画の目的	1
2	施設の位置	1
3	避難確保計画の対象者	2
4	防災体制	
(1)	火山活動状況と体制	2
(2)	体制図	3
(3)	総括管理者の代理者	3
(4)	浄土平施設職員連絡網図	4
(5)	関係機関の連絡先	4～5
5	情報伝達及び避難誘導	
5-1	参考とすべき情報等	
(1)	気象庁、国土交通省、福島市からの情報	5～6
(2)	吾妻山噴火警戒レベル	7
5-2	噴火警戒レベルの引上げ等がなく、突発的に噴火した場合	
(1)	情報収集・伝達	8
(2)	避難誘導対応	8～10
5-3	噴火警戒レベル「2」の引き上げにより避難が必要となった場合	
(1)	情報収集・伝達	10
(2)	避難誘導対応	10
6	資器材の配備等	
(1)	各施設の保有設備、資機材等の状況	11
(2)	資器材等の保管	11
(3)	保有設備・資器材一覧	11
7	防災教育及び訓練等の実施	12
8	避難確保計画の見直し	12
9	その他	12

1 計画の目的

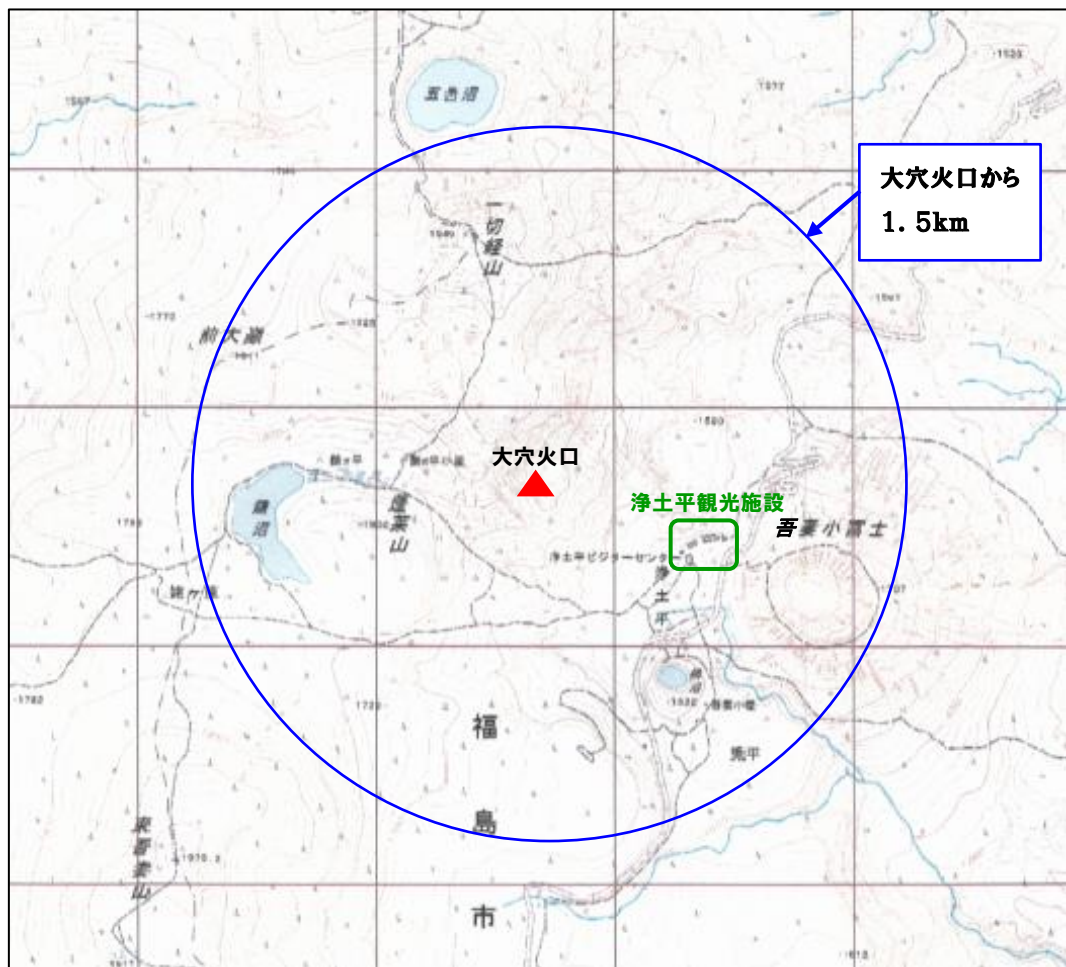
浄土平に所在する「浄土平ビジターセンター」、「浄土平レストハウス」、「浄土平天文台」の施設は、福島市が平成30年3月1日付けで、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条に基づき、「避難促進施設」として指定、浄土平観光施設は共同により、同法第8条に基づき本計画を定める。

本計画は各施設に勤務する者、施設の利用者、地区内の周辺施設にいる観光客・登山客等の吾妻山噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものである。

2 施設の位置

- (1) 当浄土平地区は、吾妻山噴火想定火口である大穴火口域から約700mに位置しており、噴火警戒レベル2（火口周辺規制、火口から1.5km）の場合は、立入規制が行われ避難が必至となる。
- (2) 当地区に影響のある火山現象は、以下のとおりである。
 - ① 大きな噴石
 - ② 火山降灰
 - ③ 火山ガス
- (3) 地区の位置図

図1 施設の位置図



3 避難確保計画の対象者

- (1) 当地区において避難確保を行うべき対象者は、当地区を構成する各観光施設の従業員及び施設周辺にいる観光客・登山客等（以下、「利用者等」という。）とする。
- (2) 当地区の各施設従業員数及び平成29年度施設最大利用者数、登山者の人数は表1・表2とおりでである。

① 表1 日中

施設名	従業員数	最大利用者数	登山客
浄土平ビジターセンター	9人	約1300人	約500人
浄土平レストハウス	23人	約6500人	
浄土平天文台	5人	約570人	

② 表2 夜間

施設名	従業者数	最大利用者数
浄土平天文台	5人	約250人

4 防災体制

当地区の噴火時等の体制は、「情報伝達体制」、「災害対応体制」に区分する。
また、防災体制の総括管理者を「浄土平ビジターセンター所長」とする。

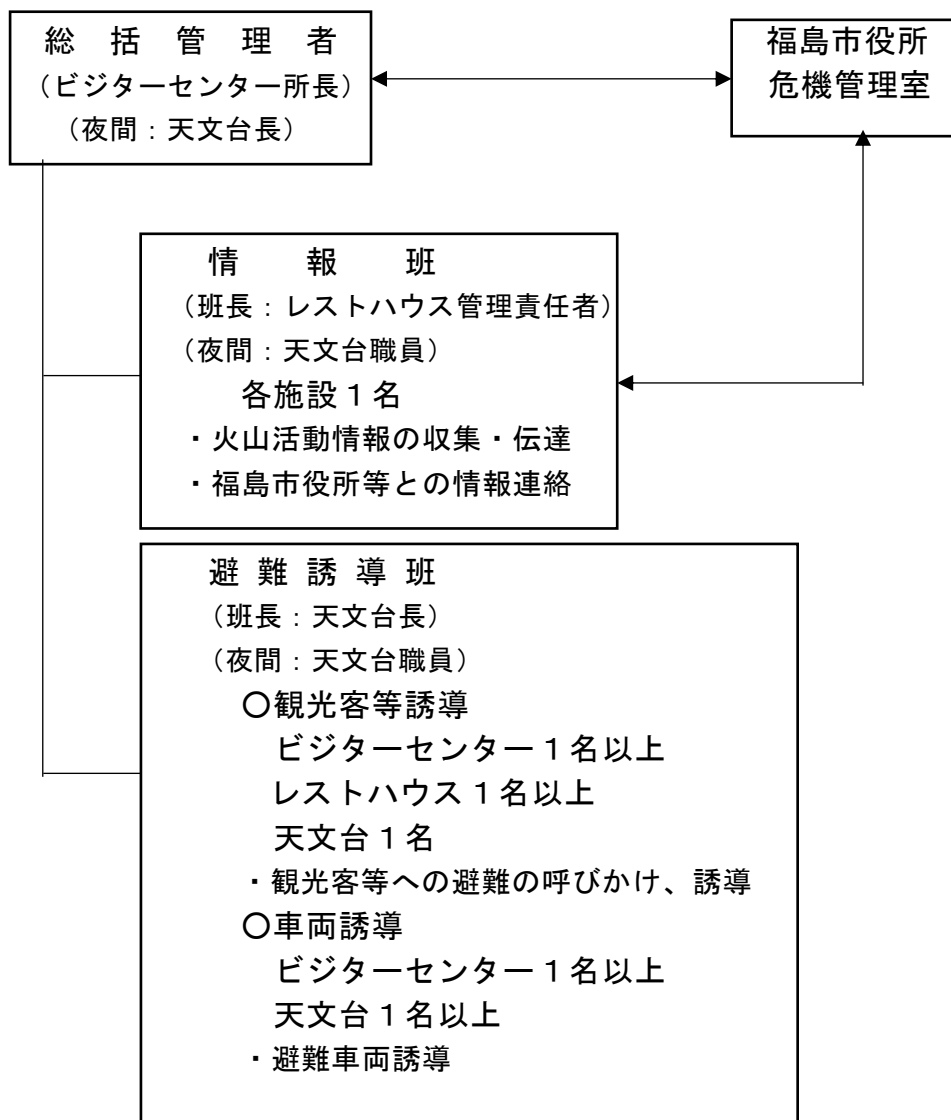
- (1) 火山活動状況と体制は、表3のとおりである。

表3 火山活動状況と体制

火山活動状況	体制	対応組織
火山性地震の多発及び火山性微動等の火山活動情報を入手した場合 また、噴気活動（音、量等）の火山異常現象等の発生の通報があった場合	情報伝達体制	総括管理者の下に情報班を設置する。 ・総括管理者 ・情報班
噴火警戒レベル「1」の段階における中での突発的に噴火した場合 噴火警戒レベル「2」（噴火なし）に引き上げられたことにより、避難が必要となった場合	災害対応体制	総括管理者の下に情報班、避難誘導班（人・車両）を設置する。 ・総括管理者 ・情報班 ・避難誘導班
平常時に火山ガスの濃度が基準値を超えた場合		

(2) 体制図

図2 体制図



(3) 総括管理者の代理者

総括管理者が不在の場合、次の順位により代理者を総括管理者とする。

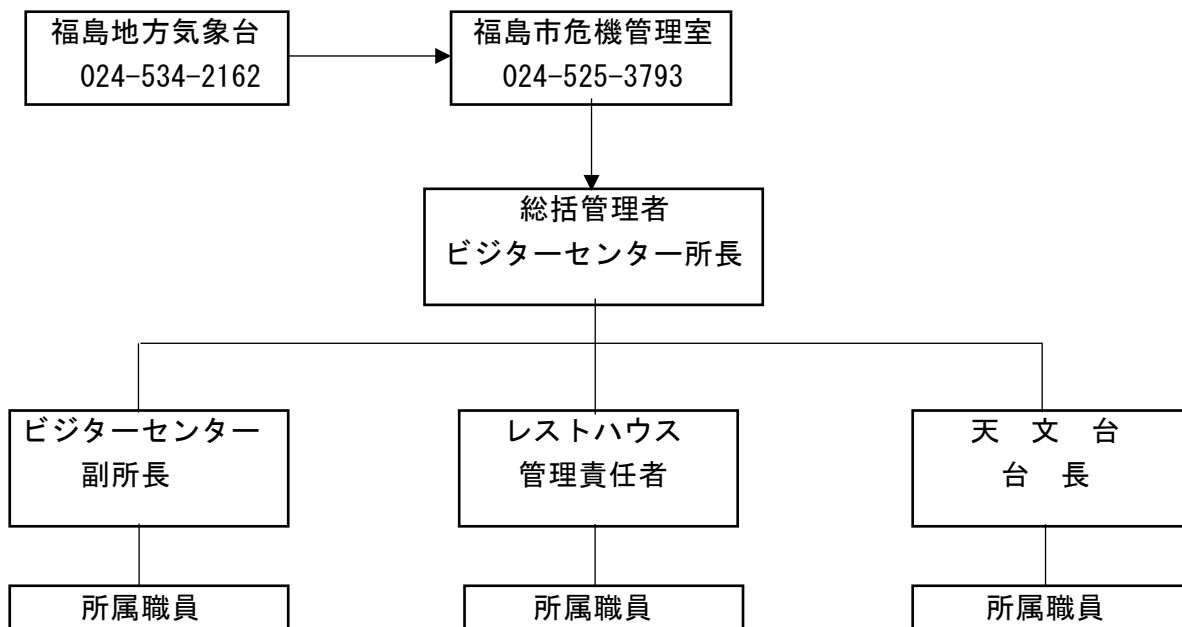
表4 総括管理者の代理者

順位	代理者職名
1	浄土平天文台台長
2	浄土平レストハウス管理責任者
3	浄土平ビジターセンター副所長

(4) 浄土平施設職員連絡網図

勤務時間外（夜間）において、噴火警戒レベルの引き上げ及び突発的噴火が発生した場合の浄土平施設職員の連絡は、図3により行うものとする。

図3 浄土平施設職員連絡網図



※備考

- 1 所長等から連絡を受けた職員は、施設ごとの連絡網図により他職員に連絡する。
- 2 連絡網図の最後の職員は、連絡を受けたならば各施設の所長等に報告する。

(5) 関係機関の連絡先

表5 関係機関連絡先

施設名	連絡先	担当部署等
自然公園財団浄土平支部	024-591-3600	
裏磐梯自然保護官事務所	0241-32-2221	保護官
国交省福島河川国道事務所	024-539-6127	調査第一課
仙台管区気象台	022-256-1965	地震火山課
福島地方気象台	024-534-0321	火山防災官
福島県災害対策課	024-521-7194	
福島県観光交流局観光交流課	024-521-7286	
福島県自然保護課	024-521-7251	
福島県道路管理課	024-521-7474	
吾妻土湯道路管理所	0242-64-3478	
福島県警察警備部災害対策課	024-522-2151	
福島警察署警備課	024-522-2121	
福島北警察署警備係	024-554-0110	
福島市危機管理室	024-525-3793	
福島市消防本部警防課	024-534-9102	

福島市観光コンベンション推進室	024-525-3722	
福島市交通政策課	024-525-3762	
吾妻小舎管理人	090-9782-2991	高橋豊明氏

5 情報伝達及び避難誘導

5-1 参考とすべき情報等

(1) 気象庁、国土交通省、福島市からの情報等

表6 参考とすべき情報

収集する情報等	内 容	収集方法
噴火警報 (気象庁)	<p>生命に危険を及ぼす火山現象の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」を明示して発表される。</p> <p>市町村は噴火警報に対応した入山規制や避難勧告等の防災情報を発信する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ等
噴火警戒レベル (気象庁)	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標。</p> <p>「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され噴火警報に付け加えて発表される。レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。レベルが引上げられた場合は市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>	
臨時の解説情報 (気象庁)	<p>噴火警戒レベルの引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合であっても、その事実を地元の関係者や一般の人々に認識してもらうために臨時に発表する「火山の状況に関する解説情報」のこと。</p> <p>臨時の解説情報は、噴火警戒レベルを引き上げるかどうかを判断するまでの一時的な情報であり、気象庁は臨時の解説情報を発表した際には、速やかに火山の現地観測を実施し噴火警戒レベルを引き上げかどうかの判断につなげる。臨時の解説情報が発表された際には、火山活動が活発化していることを認識し、その後、気象庁が発表する情報に注意しておく必要がある。</p>	

火山の状況に関する解説情報 (気象庁)	火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために気象庁から定期的に発表される情報であり噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から火山の活動状況や警戒事項について解説される。	
噴火速報 (気象庁)	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、登山者や住民に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために気象庁から発表される。噴火速報が発表された時は直ちに身の安全を図る行動が必要である。噴火速報は気象庁が常時観測している各火山を対象に発表するが、普段から噴火している火山においては、普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表されないため留意が必要。	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、福島市ホームページ等
土砂災害緊急情報 (国土交通省)	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると少量の雨でも土石流が発生することがある。火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に国土交通省が緊急調査を行い被害の想定される区域と時期に関して、関係する地方公共団体の長に通知するとともに一般に周知する情報であり、市町村は土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	テレビ、ラジオ、国土交通省ホームページ、福島市ホームページ等
火口周辺規制・入山規制 (福島市)	火口周辺に危険がある場合や小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺または、火山への立入りを規制するために市町村が発表する情報。	テレビ、ラジオ、福島市ホームページ等
避難勧告等の避難情報 (福島市)	避難情報は、火山噴火に伴う融雪型火山泥流等が発生すると予想される場合、または発生し危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難を促すために発表される。	テレビ、ラジオ、福島市ホームページ、緊急速報メール等

(2) 吾妻山噴火警戒レベル

図4 吾妻山噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始
令和元年9月25日改定



吾妻小富士から撮影

吾妻山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (色コード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	●火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 過去事例 有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	●火口から概ね4 km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。 火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 過去事例 1893年の噴火：噴石が火口から約1.5kmまで飛散
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。特定地域の避難等が必要。	●火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 過去事例 2014年～2016年の活動：噴気、熱、地震活動の活発化 1977年の噴火：火口周辺に降灰 1966年の活動：身体に感じる地震を含む地震活動の活発化 1950年の噴火：噴石が火口から約1.2kmまで飛散
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口周辺への立入規制、特定地域の避難準備等が必要。	●火山活動は静穏。 ●状況により火口周辺に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。

※気象庁が作成した「吾妻山の噴火警戒レベル」リフレットを掲載

5-2 噴火警戒レベルの引上げ等がなく、突発的に噴火した場合

(1) 情報収集・伝達

- ① 吾妻山の噴火の発生を確認した職員は直ちに他施設へ連絡する。施設職員は総括管理者の指揮のもと災害対応体制をとるとともに、表5関係機関連絡先及び浄土平火山活動対応マニュアルの緊急連絡体制に基づき、福島市危機管理室等へ噴火状況等を連絡する。
- ② 福島市危機管理室と以下の情報について共有し、避難等について協議を行うものとする。
 - ア 当地区が把握している火山活動状況
 - イ 地区全体の観光客等の各施設への避難状況、収容者の負傷状況
 - ウ 地区内の施設の被害状況
 - エ 危機管理室が情報収集した今後の火山活動の推移について
 - オ 当地区から安全な場所への避難行動の時期について
- ③ 各施設は、以下のような情報について共有する。
 - ア 各施設の避難者の収容状況、収容者の負傷状況
 - イ 各施設及び周辺の被害状況

(2) 避難誘導対応

- ① 施設利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急避難の誘導等）
 - ア 各施設の情報班は、館内放送、屋外スピーカーなどの放送設備及び口頭で屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急避難を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者に対しても「吾妻山」が噴火したことを伝え建物外へ出ないよう呼びかける。
 - イ ビジターセンターに設置されている屋外スピーカーは、ビジターセンター職員が操作し広報する。
 - ウ 各施設の避難誘導班は、自身の安全を確保しつつ、建物の入り口等で利用者等に対してハンドマイク等で建物内に入るよう呼びかけ誘導する。
 - エ 当地区の屋外における広報及び誘導担当区分は、「浄土平火山活動対応マニュアル」に基づき行う。
- ② 建物内での避難誘導（屋内の移動）

建物内に存在した利用者及び建物内に避難してきた利用者等に対しては、建物内のより安全な場所（火口から離れた場所、窓から離れた場所等）へ誘導を行う。

 - ア 浄土平ビジターセンター
レクチャールーム、展示室等
 - イ 浄土平レストハウス
1階売店等
 - ウ 浄土平天文台
展示スペース等
- ③ 避難状況の把握・整理
 - ア 各施設の避難誘導班は、避難誘導が行われ施設内で一定の安全が確保された後、施設収容者の状況を可能な限り把握・整理する。

イ 情報班長（レストハウス管理責任者）は、ビジターセンター及び天文台の情報班員と連絡をとり、浄土平施設全体の避難状況等の把握を行う。

ウ 避難状況整理様式（巻末資料）

各施設と浄土平地区に区分

(7) 各施設

表 7-1 避難状況整理様式（各施設）

施設名：						年	月	日	時	分
退避者及び従業員						退避者	従業員	合計	負傷者	備考
男	名	女	名	計	名					
男	名	男	名	男	名					
女	名	女	名	女	名					
計	名	計	名	計	名					

(1) 浄土平地区

表 7-2 浄土平地区避難状況整理様式

施設名	退避者及び従業員						負傷者	備考
	退避者	従業員	合計	退避者	従業員	合計		
ビジターセンター	男	名	男	名	男	名		
	女	名	女	名	女	名		
	計	名	計	名	計	名		
レストハウス	男	名	男	名	男	名		
	女	名	女	名	女	名		
	計	名	計	名	計	名		
天文台	男	名	男	名	男	名		
	女	名	女	名	女	名		
	計	名	計	名	計	名		
合計	男	名	男	名	男	名		
	女	名	女	名	女	名		
	計	名	計	名	計	名		

④ 規制範囲外への避難

ア 避難者等の規制範囲外（安全な場所）への避難の可否やタイミングについては、福島市危機管理室と協議の上、規制範囲外への避難を実施する。

イ 規制範囲外への避難経路は、浄土平火山活動対応マニュアルに基づいて、噴石等の噴火現象の影響の少ないと想定される土湯方向へ、スカイラインの状況を確認後、避難させる。

ただし、福島市危機管理室の指示があった場合は、この限りでない。

ウ 規制範囲外への避難手段は、施設利用者等の自家用車等及び徒歩での規制範囲外への避難を基本とする。

エ 利用者等の車両が噴石等で被害を受けて、走行に支障を及ぼし避難手段がない場合には、他利用者との相乗り及び各施設が保有する車両に分乗させて避難させる。

避難する車両が足りない場合は、福島市危機管理室にその旨を報告し車両の手配を要請する。

5-3 噴火警戒レベル「2」の引き上げにより、避難が必要となった場合

(1) 情報収集・伝達

気象庁の吾妻山噴火警戒レベル2への引き上げの発表があった場合の当地区の情報収集・伝達は以下のとおりである。

- ① 気象庁及び福島市危機管理室から噴火警戒レベル2への引き上げについて連絡を受けた場合には、直ちに総括管理者の下、災害対応体制をとる。
- ② 総括管理者及び情報班長は、福島市危機管理室と随時、情報収集等に努めて避難対応の実施について協議を行う。
- ③ 表5「関係機関連絡先」及び表6「参考とすべき情報」等を参考に対応

(2) 避難誘導対応

① 利用者等への情報伝達

ア 規制範囲外へ避難が必要となった場合、各施設の情報班は、館内放送、屋外スピーカーなどの放送設備及び口頭で、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや規制範囲外への避難が必要なことを伝える。

イ 屋外における広報は、「浄土平火山活動対応マニュアル」に基づいて行いビジターセンターに設置されている屋外スピーカーは、ビジターセンターの職員が操作を行う。

② 規制範囲外への避難の実施

ア 利用者等を高湯及び土湯方向に避難させる。避難手段は、施設利用者等の自家用車等、各自の手段での避難を基本とする。ただし、福島市危機管理室からの指示があった場合は、この限りでない。

イ 各施設の避難誘導班は、利用者等の人数や避難状況などを把握・整理して避難誘導班長に報告する。また、各施設と情報を共有するとともに当地区に残留者がいないか確認する。

ウ 各施設職員は、利用者等の避難を確認したあと避難する。この際、浄土平火山活動対応マニュアルに基づき、登山者カードの回収及び駐車場に残置されている車両の車番記録、避難文の付着を行う。

エ 総括管理者は、福島市危機管理室へ避難状況を報告後、避難する。

6 資器材の配備等

(1) 各施設の保有設備、資器材等の状況

各施設における情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材等は表8のとおりである。

(2) 資器材等の保管

施設従業員は、日頃から資器材等の使用方法、保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

(3) 保有設備・資器材一覧

① 設備・資器材

表8-1 浄土平全施設 保有設備・資器材一覧

品名	ビクターセンター	レストハウス	天文台	合計
テレビ	0		1	
ラジオ	2		0	
FAX	1		0	
無線機（トランシーバー）	5		0	
屋外スピーカー	3		0	
携帯用拡声器	2		2	
メガホン	0		0	
誘導棒（誘導旗）	5		0	
ヘルメット	350	100	114	
防塵マスク	400	200	300	
防毒マスク	0	100	43	
ゴーグル	100	10	24	
自家発電装置	2		1	
照明器具	0		0	
懐中電灯	2		2	
火山ガス検知器	4	2	2	
酸素吸入器	0	10	10	

② 輸送手段の確保

当地区における利用者等の搬送のために活用できる車両

表8-2 浄土平全施設 保有車両数

車種	ビクターセンター	レストハウス	天文台	合計
普通乗用車（5人乗り）	0		2	
ワゴン車（6～8人乗り）	1		0	
トラック	1		0	

7 防災教育及び訓練等の実施

- (1) 毎年4月（スカイライン再開通前）に、火山活動対応教育及び避難誘導訓練を実施する。訓練の結果は福島市危機管理室に報告する。
- (2) 吾妻山火山防災協議会主催の訓練には、各施設従業員を参加させる。
- (3) 火山関係機関主催の研修会や防災講演会等に関する情報の収集を行い、参加に努める。

8 避難確保計画の見直し

- (1) 毎年実施する訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- (2) 施設や人事異動等において施設職員の変更等が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画の修正を行う。

9 その他

(1) 火山活動の観察

日頃から吾妻山の火山活動を観察し、何か変化に気づいた際には、その情報を福島地方気象台及び福島市危機管理室に伝達する。

(2) 各施設における利用者等への情報提供・啓発

- ① 各施設の利用者等に対して、吾妻山の状況を提供する。
- ② 福島市危機管理室作成の周知チラシを配布し火山防災の啓発を図る。

避難状況整理様式（各施設）

施設名： _____ 年 月 日 時 分現在

退避者及び従業員			負傷者	備考
退避者	従業員	合計		
男 名	男 名	男 名		
女 名	女 名	女 名		
計 名	計 名	計 名		

浄土平地区避難状況整理様式

年 月 日 時 分現在

施設名	退避者及び従業員			負傷者	備考
	退避者	従業員	合計		
ビクター センター	男 名	男 名	男 名		
	女 名	女 名	女 名		
	計 名	計 名	計 名		
レスト ハウス	男 名	男 名	男 名		
	女 名	女 名	女 名		
	計 名	計 名	計 名		
天文台	男 名	男 名	男 名		
	女 名	女 名	女 名		
	計 名	計 名	計 名		
合計	男 名	男 名	男 名		
	女 名	女 名	女 名		
	計 名	計 名	計 名		